

## 飛島水道施設管理等業務委託仕様書

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、飛島水道施設管理等業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）に基づき業務を履行しなければならない。

(目的)

第2条 本仕様書は、委託者が管理する飛島水道施設の管理等業務に適用するものであり、契約の適正な履行を図るために定めるものである。

(業務内容及び履行場所)

第3条 飛島水道施設管理等業務委託（以下「本業務」という。）は、水道施設の保守点検等を行うものとし、履行場所は勝浦浄水場ほかとする。詳細については、別紙「委託業務内容」とおりとする。

(委託業務履行資格要件)

第4条 受託者は、本業務の履行にあたり、薬品沈でん処理を有する浄水施設において、日本水道協会が発行する「水道施設維持管理業務委託積算要領」に記す保守点検業務の日常点検を3年以上経験したことがある者を業務の責任者として配置すること。

(委託期間及び点検体制)

第5条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 点検日は、土曜日、日曜日を除く261日とする。

3 点検時間は、午前8時30分から正午までの間とし、終了後、速やかに業務日誌を小牧浄水場中央管理室へFAX（0234-21-7563）により送信すること。

(再委託の禁止)

第6条 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

(業務責任者等の選任及び職務)

第7条 受託者は、本契約締結後、業務責任者、副業務責任者及び業務従事者を定め、氏名、年齢、職名及び経歴等の必要事項を記載した書面を委託者へ提出することとし、人員に変更が生じたときも同様とする。

2 業務責任者は、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。

3 業務責任者は、必要書類を期日までに委託者に提出し、必要に応じて委託者の承認または検査を受けなければならない。

4 副業務責任者は、責任者不在の際に責任者の業務を代行するものとする。

(業務報告、検査及び委託料の支払い)

第8条 受託者は、本仕様書等に定める業務を行い、1か月ごとに委託者に対して報告をしなければならない。報告は、業務を行った翌月の10日までに、委託業務完了月間報告書の提出を

もって行うこととする。

2 委託者は、前項の委託業務完了月間報告書を受領したときは速やかにその期間の業務報告について検査を行い、受託者の報告に不明な点がある場合は業務の再履行を命じることができるものとする。

3 委託料の支払いは、総額を12か月で均等に除した額（小数点以下の端数は最初の月に加え調整する）を毎月支払うものとし、受託者は、前項の委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対して委託料の請求を行うことができる。委託者は正当な請求書を受け取った日から30日以内に支払うものとする。

（費用の負担）

第9条 費用の負担は次のとおりとする。

（1）業務の遂行に必要な人件費、並びに付随する事務費、福利厚生費等は、一切を受託者が負担する。

（2）軽微な補修に要する材料、消耗品等については、委託者の負担とする。

（3）作業に伴い発生する光熱水費は委託者の負担とし、事務作業等において受託者が委託者の施設を使用する場合については無償で許可する。

（保安全管理）

第10条 保安全管理業務の主な内容は本条に記す他、別紙「委託業務内容」のとおりとする。

（1）浄水施設を随時清掃及び除草し、清潔を保つこと。

（2）業務従事者は、管の破損事故や公道漏水の発生に備え、島内の導・送・配水管の管路、仕切弁の位置を把握し、委託者の指示に従って巡視と点検を行うこと。

（3）その他委託者が指示した内容。

（服務に関する事項）

第11条 本業務の公共性に鑑み、常に施設及び機器の点検には細心の注意を払い、災害の未然防止に努めなければならない。

2 受託者は、委託者の許可なく、委託者の施設の土地、並びに備品等を使用してはならない。また、委託者の管理する一切のものを許可なく他に持ち出したり、本業務に必要としない物を持ち込んだりしてはならない。

（緊急時の体制及び措置）

第12条 受託者は、大雨、台風等における緊急の事態に備え、委託者からの非常呼出、緊急対応に可能な限り応じられる体制にしておかなければならない。また、不時の停電、水質異常等が生じた時は、速やかに委託者に報告し、必要な措置を行うものとする。

（機器故障時の対応）

第13条 受託者は、施設、設備、機器類に故障、異常が発生した場合は、委託者の指示に従い直ちに調査、点検、復旧を行うこと。

2 委託者は、業務時間外に第1項の作業を受託者に依頼した場合は、対応に要した費用について別途清算しなければならない。

（安全の確保）

第14条 受託者は、労働安全衛生法及びその他関係法令を遵守し、委託者の指定する職員及び安全管理者の指示に従い業務を行うこと。

- 2 薬品を取り扱う場合は、危険防止のため、保護用具の使用及び着用は確実にを行い、施行すること。
- 3 危険防止のため設置された諸施設を、委託者の許可なく除去、変更、またはその効力を喪失させるような行為をしないこと。
- 4 本業務の履行場所及び付近で施工する他の工事がある場合、委託者の指示に従って受託者、工事施工者の双方で調整を図ること。
- 5 業務中に事故が発生した時は、応急処置を講ずると共に、事故発生の原因、経過及び事故による被害の状況を直ちに委託者に連絡すると共に、被害を最小限にとどめるように努めること。

(健康診断)

第15条 受託者は、水道法第21条に定めるところにより、点検員に対し定期及び臨時の健康診断を行い、その結果をその都度委託者に提出しなければならない。

(侵入者の防止等)

第16条 受託者は、設備機器、備品工具等の盗難及び水道施設への不法侵入を防止するため、施錠を徹底すること。

(履行期間満了に伴う業務引継)

第17条 受託者は、本業務に支障が生じることがないように、委託業務が終了した時、又は契約が解除された時は、委託者が指定する者に業務引継を誠実に行わなければならない。なお、業務引継に係る費用は、受託者の負担とする。

(疑義等)

第18条 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、委託者、受託者双方協議の上、定めるものとする。

(その他)

第19条 本業務は、令和8年度予算において執行する事業であることから、本入札の予算について議会の議決を得られない場合は、本入札にかかる契約を行うことはできない。

(別紙)

委 託 業 務 内 容			
業 務 分 類	業 務 内 容		
日常業務	勝浦浄水場点検業務	浄水施設点検 9か所	電気室、着水井、薬品沈でん池（1系、2系）、急速ろ過機棟、活性炭処理棟、送水ポンプ室、薬品注入機室、排泥弁室
		浄水施設水質監視	薬品沈でん池のフロックの状態、急速ろ過機のろ過下残留塩素測定、各種水質計器との手分析比較
		薬品使用量、残量管理、補充	PAC、次亜塩素酸ナトリウム
		薬品運搬	港から倉庫まで
	ダム巡視点検業務	使用しているダム	水位、貯水量、濁りの状況、周囲状況、取水口等
		夏季（6月中旬～9月中旬） 9か所	〃
	日誌、点検表作成業務	業務日誌及び点検表の作成	小牧浄水場への送信
	勝浦浄水場保全管理業務	浄水施設の清掃及び除草	濁度系脱泡槽及び濁度系センサー清掃含む
毎週業務	浄水場以外の施設管理業務	場外施設点検 5か所	勝浦配水池、法木配水池、法木中継ポンプ場、法木電気室、四谷取水ポンプ室
		使用していないダム 7～8か所	水位、貯水量、濁りの状況、周囲状況、取水口等
毎月業務	水質検査の採水業務	原水、浄水、勝浦給水栓 3か所	定期水質検査（水質基準項目等）、原水検査、排水検査、クリプトスポリジウム関係検査
		採水時測定	水温、気温、残留塩素、PH
	ダム切替業務	月4回程度	貯水量、水質により別途指示
年業務	施設の清掃業務	春季：浄水施設（着水井～送水ポンプ井）、勝浦配水池、法木配水池	
	配管路巡視及び仕切弁点検業務	導、送、配水管路	
		仕切弁筐錆取り、塗装、清掃等	
その他	除草業務	宮谷沢ダム	年3回(5月、7月、9月)
		白瀬沢ダム(通路、階段)	年3回(5月、7月、9月)
		中村沢ダム	年2回(5月、9月)
		高森沢ダム	年2回(5月、9月)
		剣ヶ峰沢ダム	年2回(5月、9月)
		四谷ダム	年2回(5月、9月)
		船見沢第一ダム	年3回(5月、7月、9月)
		船見沢第二ダム	年3回(5月、7月、9月)
		勝浦配水池	年3回(5月、7月、9月)
		法木配水池	年3回(5月、7月、9月)
		法木中継ポンプ	年3回(5月、7月、9月)
		法木電気室	年3回(5月、7月、9月)